

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1963号  
令和3年12月10日

メルセデス・ベンツ日本株式会社  
代表取締役 上野 金太郎 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「GLB200d」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）及び「GLB250 4MATIC スポーツ」と称する普通自動車（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

## 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品①を一般消費者に販売するに当たり

(ア) a 別表1「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①について「ダイレクトステアリング」と称する機能（以下「ダイレクトステアリング」という。）が標準装備であるかのように表示していたこと。

b 実際には、本件商品①についてダイレクトステアリングは標準装備ではなかったこと。

(イ) a 別表2「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①について「オフロードエンジニアリングパッケージ」と称する複数の機能がパッケージになっているもの（以下「オフロードエンジニアリングパッケージ」という。）が標準装備であるかのように表示していたこと。

b 実際には、本件商品①についてオフロードエンジニアリングパッケージは標準装備ではなかったこと。

- (ウ) a 別表3「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①についてサングラスケースが標準装備ではない車両があったこと。
- (エ) a 別表4「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①について「自動再発進機能」と称する機能（以下「自動再発進機能」という。）が標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①について、自動再発進機能は、「ナビゲーションパッケージ」と称するパッケージオプション（以下「ナビゲーションパッケージ」という。）を別途装備しなければ、機能しないものであったこと。
- (オ) a 別表5「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①について「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）」と称する機能（以下「アクティブステアリングアシスト」という。）が標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであったこと。
- (カ) a 別表6「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「AMGライン」という。）に「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー」と称するブレーキキャリパー（以下「ロゴ付きキャリパー」という。）が含まれているかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①についてロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があったこと。
- (キ) a 別表7「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係るAMGラインに「ドリルドベンチレーテッドディスク」と称するベンチレーテッドディスク（以下「ドリルドベンチレーテッドディスク」という。）が含まれているかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①についてドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があったこと。

- (ク) a 別表 8 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係るAMGラインに「スポーツコンフォートサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツコンフォートサスペンション」という。）が含まれているかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品①に係るAMGラインについてスポーツコンフォートサスペンションは含まれていなかったこと。

イ 貴社は、本件商品②を一般消費者に販売するに当たり

- (ア) a 別表 9 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてロゴ付きキャリパーが標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②についてロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があったこと。

- (イ) a 別表 10 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてドリルドベンチレーテッドディスクが標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②についてドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があったこと。

- (ウ) a 別表 11 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②についてサングラスケースが標準装備ではない車両があったこと。

ウ 前記ア(ア) a、前記ア(イ) a、前記ア(ウ) a、前記ア(エ) a、前記ア(オ) a、前記ア(カ) a、前記ア(キ) a、前記ア(ク) a、前記イ(ア) a、前記イ(イ) a 及び前記イ(ウ) a の表示は、それぞれ、前記ア(ア) b、前記ア(イ) b、前記ア(ウ) b、前記ア(エ) b、前記ア(オ) b、前記ア(カ) b、前記ア(キ) b、前記ア(ク) b、前記イ(ア) b、前記イ(イ) b 及び前記イ(ウ) b のとおりであって、本件商品①若しくは本件商品①に係るAMGラインの内容又は本件商品②の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件 2 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及び前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件 2 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及び前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 4 号に本店を置き、自動車及びそれらの構成部品、交換部品の輸出入販売並びにアフターサービス等を営む事業者である。
- (2) メルセデス・ベンツ日本は、本件 2 商品を自ら又はディーラーを通じて、一般消費者に販売している。
- (3) メルセデス・ベンツ日本は、本件 2 商品に係る別表 1 ないし別表 1 3 「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア メルセデス・ベンツ日本は、本件商品①を一般消費者に販売するに当たり
- (ア) a 別表 1 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①についてダイレクトステアリングが標準装備であるかのように表示していた。
- b 実際には、本件商品①についてダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
- (イ) a 別表 2 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①についてオフロードエンジニアリングパッケージが標準装備であるかのように表示していた。
- b 実際には、本件商品①についてオフロードエンジニアリングパッケージは標準装備ではなかった。
- (ウ) a 別表 3 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた。
- b 実際には、本件商品①についてサングラスケースが標準装備ではない車両があった。
- (エ) a 別表 4 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①について自動再発進機能が標準装備であるかのように表示していた。
- b 実際には、本件商品①について、自動再発進機能は、ナビゲーションパッケージ

ジを別途装備しなければ、機能しないものであった。

なお、メルセデス・ベンツ日本は、前記 a の表示について、別表 1 2 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記 a の表示から受ける本件商品①の装備に関する認識を打ち消すものではない。

(オ) a 別表 5 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①についてアクティブステアリングアシストが標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品①について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。

なお、メルセデス・ベンツ日本は、前記 a の表示について、別表 1 3 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記 a の表示から受ける本件商品①の装備に関する認識を打ち消すものではない。

(カ) a 別表 6 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る AMG ラインにロゴ付きキャリパーが含まれているかのように表示していた。

b 実際には、本件商品①についてロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があった。

(キ) a 別表 7 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る AMG ラインにドリルドベンチレーテッドディスクが含まれているかのように表示していた。

b 実際には、本件商品①についてドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があった。

(ク) a 別表 8 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る AMG ラインにスポーツコンフォートサスペンションが含まれているかのように表示していた。

b 実際には、本件商品①に係る AMG ラインについてスポーツコンフォートサスペンションは含まれていなかった。

イ メルセデス・ベンツ日本は、本件商品②を一般消費者に販売するに当たり

(ア) a 別表 9 「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件

商品②についてロゴ付きキャリパーが標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②についてロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があった。

(イ) a 別表10「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてドリルドベンチレーテッドディスクが標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②についてドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があった。

(ウ) a 別表11「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②についてサングラスケースが標準装備ではない車両があった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、メルセデス・ベンツ日本は、自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件商品①若しくは本件商品①に係るAMGラインの内容又は本件商品②の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年4月8日までの間	「The new GLB Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション」という。）	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」  (別添写し1)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年4月5日までの間	自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション（以下「ウェブデータインフォメーション」という。）	同上

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年9月16日までの間	データインフォメーション及びウェブデータインフォメーション	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●オフロードエンジニアリングパッケージ」  (別添写し1)

別表3

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年10月2日までの間	データインフォメーション	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●サンングラスケース」  (別添写し1)
遅くとも令和2年7月22日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上

別表4

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション	「E q u i p m e n t 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブディスタンスアシスト・ディストロニック（自動再発進機能付*1）」 (別添写し1)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年3月5日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上

別表5

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年12月28日までの間	データインフォメーション	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）*2」  (別添写し1)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から同月28日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上
令和2年6月25日から同年10月2日までの間	「The new GLB」と称するカタログ（以下「カタログ」という。）	「ウインカーを点滅させるだけで車線変更できるアクティブレーンチェンジングアシスト 移動したい車線側の方向へウインカーを点滅させるだけで、自動で車線変更。高速道路での追い越しなどが簡単に行えます。 <全車標準装備>」及び「もしもの場合に、クルマを安全に停止させるアクティブエマージェンシーストップアシスト 一定時間以上両手がステアリングから離れているのをシステムが検知すると、警告音が鳴り、ドライバーが反応しない場合は、さらに警告音を鳴らしながら、緩やかに減速して完全に停止します。 <全車標準装備>」  (別添写し2)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	自社ウェブサイトに掲載したカタログ（以下「ウェブカタログ」という。）	同上

別表6

表示媒体	表示期間	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	データインフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シャーシ」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「○」</li> <li>・「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「AMGライン」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「○280, 000&lt;254, 546&gt;」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	<p>ロゴ付きキャリパーを装着した本件商品①の写真と共に、「パッケージオプション」、「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」及び「●Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」</p> <p>(別添写し2)</p>
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間及び令和3年2月1日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表7

表示媒体	表示期間	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	ドリルドベンチレーテッドディスクを装着した本件商品①の写真と共に、「パッケージオプション」及び「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」  (別添写し2)
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表8

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年12月18日までの間	データインフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シャーシ」、「スポーツコンフォートサスペンション」及び「○」</li> <li>・「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「AMGライン」、「スポーツコンフォートサスペンション」及び「○280,000&lt;254,546&gt;」</li> </ul> (別添写し1)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上

別表9

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	データインフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB250 4MATICスポーツ」、「シャーシ」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「●」</li> <li>・「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB250 4MATICスポーツ」、「AMGライン」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「●」 (別添写し1)</li> </ul>
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	<p>ロゴ付きキャリパーを装着した本件商品②の写真</p> <p>(別添写し2)</p>
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 1 0

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	ドリルドベンチレーテッドディスクを装着した本件商品②の写真 (別添写し2)
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 1 1

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年10月2日までの間	データインフォメーション	「E q u i p m e n t 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●サンングラスケース」 (別添写し1)
遅くとも令和2年8月19日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上

別表 1 2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション	「※1:ナビゲーションパッケージ(パッケージオプション)を同時装着した場合は、アクティブディスタンスアシスト・ディストロニックに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別添写し1)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年3月5日までの間	ウェブデータインフォメーション	同上

別表 1 3

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日 から同年12月28 日までの間	データインフォ メーション	「※2：ナビゲーションパッケージ（パッケー ジオプション）を同時装着した場合は、『アク ティブステアリングアシスト（アクティブレー ンチェンジングアシスト、アクティブエマー ジェンシーストップアシスト）』が追加装備さ れます。」  (別添写し1)
令和2年6月25日 から同年12月11 日までの間及び同年 12月18日から同 月28日までの間	ウェブデータイ ンフォメーショ ン	同上
令和2年6月25日 から同年10月2日 までの間	カタログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「※車両が高速道路上と認識している場合の み作動します。レーダーセーフティパッケー ジ及びナビゲーションパッケージ装着時にご 利用いただける機能です。」</li> <li>・「※レーダーセーフティパッケージ及びナビ ゲーションパッケージ装着時にご利用いただ ける機能です。」</li> </ul> (別添写し2)
令和2年6月25日 から同年10月22 日までの間	ウェブカタログ	同上